

# 「(仮称)相模原市いじめ防止基本方針(案)」 に対する意見と市の考え方

募集期間 平成25年12月16日(月)～平成26年1月22日(水)

意見提出者数 4人

意見件数 11件

意見分類	意見件数
用語の定義に関すること	1
いじめ防止等の対策のための基本理念に関すること	2
いじめ防止等のために市が実施する施策に関すること	2
いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策に関すること	5
その他	1

	意見の内容	市の考え方
用語の定義に関すること		
1	<p>本方針を拝見すると、「地域」についての位置づけが不明確となっていますので、町内会・自治会、商店街、NPO法人、その他の市民活動団体など、用語の定義の中できちんと市の考え方を位置づけておいた方が良いのではないかと考えます。</p> <p>また、市は、「地域」に対してどのような事を求め、そして期待しているのかを、具体的に本方針の中に盛り込んだ方が望ましいのではないかと考えます。</p>	<p>基本方針における「地域」とは、組織や団体だけでなく、各学校の周辺にお住まいの方や働いている方を含めたすべての人を含んでおります。このことから、改めて用語の定義の中に位置づけることは考えておりません。</p> <p>また、「地域」との連携につきましては、「第2-1-(2)」に家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくりを明記しております。</p>
いじめ防止等の対策のための基本理念に関すること		
2	<p>「第1-3 いじめ防止等のための対策の基本理念」の第一に、この基本方針がただ単に「いじめ防止」を単独の目的としたものではなく、子どもたちの健全で総合的な成長を目指す教育活動総体の中に位置づいた「いじめ防止」とすることを示すために、冒頭に次のような一文を加えたい。</p> <p>『教育本来の目的としての「人格の完成」をめざす取り組みを推進する中で、自立心、自己肯定感、自治精神などを育成し、児童等が自主的・主体的に学校生活を送れるようにすることを基本中の基本とする』</p>	<p>この基本方針は、いじめの根絶に向けて「いじめ防止等」の基本的な方針を示すものとして特化したものでありますが、ご提案いただきましたとおり、さがみはら教育の「人が財産(たから)」の理念に基づく、教育全般から、「いじめ防止等」を捉えていく視点も、より重要であると考えております。</p> <p>このことから、いじめの未然防止という観点だけでなく、解決の主体は児童等であるということの基本として、周囲の大人が児童等に寄り添いながら支援し、児童等自身が解決する力を身につけていけるよう、「第1-3 いじめ防止等のための対策の基本理念」に新たに項目を加え、明確に伝わるような表現に改めてまいります。</p>
3	<p>いじめは、子どもの世界で起きることである以上、「子ども自身の力で解決させること」が前提である。それは、子ども任せにすることではない。子どもたち自身で解決できるような手立てを、おとな・教師・学校が指導・助</p>	<p>いじめや暴力行為に対しては、毅然として対処していく必要がありますが、同時に一人一人の児童等の特徴や傾向、背景についての多角的・多面的な理解に基づいて「支援」の視点を持ち、子どもの最善の利益を優先</p>

	<p>言するという伝え方が求められる。</p> <p>いじめを受けた子をまずは守る。そしていじめた子の行為を止める。これは言うまでもないこと。同時に、双方の言い分を丁寧に聞き取ることが求められる。このときに、いじめた子に対して、強圧的な指導は逆効果である。いじめる子には、その行為は否定しつつ同時に「なぜそんなことをするのか」という、その子の行動の背景にある様々な問題について、教師は深く洞察し、共感的に聞き取ることを通して、その子への指導課題を明らかにしていく必要がある。短絡的に「制裁」的な措置をとるべきではない。</p>	<p>し、粘り強く関わることが重要であると捉えております。</p>
いじめ防止等のために市が実施する施策に関すること		
4	<p>一つの方法としての提案ですが、「ヘルプカード」の様なものを作成し、市内の公共施設(学校や公民館、こどもセンター、子どもが集まる場所なども)にボックスとともに設置します。(広報さがみはらや学校などで周知徹底を図ります)</p> <p>「ヘルプカード」の内容は・助けてください・話を聞いてください・自由意見が書ける欄(例えば「誰々さんがたたかれています」など、端緒になるようなことが書けるような欄)を設けます。</p> <p>を付れたり、書かれたカードは、その子からみて渡したい人(信頼できる人)に渡し、カードを受け取った人は、相談にのったり学校や教育委員会、警察へ通報したりできるような仕組みを、市内で作り上げていければと思います。</p> <p>直接助けを求められればそれも良いですし、言いにくい場合はボックス内に入れてもらい、学校や教育委員会などで回収し、適切な</p>	<p>いじめを早期に発見するためには、子どもが気軽に相談できる窓口を開設し、その周知を図ることが重要であると捉えております。</p> <p>本市におきましては、いじめ相談ダイヤルを開設いたしました。今後、ご提案いただいた「ヘルプカード」の取組も参考にさせていただき、より有効な相談窓口のあり方について検討してまいります。</p>

	<p>ところへつないでいくことも良いかと思いません。</p>	
5	<p>スクールカウンセラーから専門的なカウンセラーへ移行し、カウンセリングを継続して受けられるような「心のケア」を充実できる仕組みも必要だと思います。</p>	<p>本市におきましては、すでに市内全小中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、青少年相談センターにおいて来所相談を受ける体制をとっております。今後も相談体制の充実に努めてまいります。</p>
<p>いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策に関すること</p>		
6	<p>いじめの構造のとらえ方として、「いじめる子・いじめられる子・観衆・傍観者」などと図式化されているが、このとらえ方には決定的な間違いがある。それは「傍観者」と言われる分類の子どもの中には、「このままではいけない。でも自分は何もできない」と心を痛めている子がいることを見落としている。また、「観衆」に位置づけられる子がいることも否定しないが、その子たち自身がそうなってしまった原因は何なのか、についても深い分析が必要である。</p> <p>もしかしたら「観衆」の子たちは、当初は自らの身を守るために不本意ながら見て見ぬふりをしていたのかもしれない。そして不本意ながら「観衆」になって行かざるを得なかったのかもしれない。つまり、子どもたちを表面的にいくつかの層に分類するだけでは、子どもたちの本当の願いやつらさを知ることはできない。</p> <p>大切なことは、表面的に子どもを見たり分類するのではなく、外に現れる子どもの言動の背景にある子どもの願いや本音を知る・理解する。そういう子ども理解の場と時間を教師たちがもてることである。学校は、何よりもそのことを優先すべきである。教育委員会など行政は、子どもに直接関わる業務以外については</p>	<p>児童等を指導・支援する上で、児童等の人格の発達に係る一般的な傾向やその特徴についての客観的・専門的な知識を持つとともに、一人一人の児童生徒の特徴や傾向、背景についての多角的・多面的な理解に基づいて指導に当たることが大切であると捉えております。そのためには、教師が自ら研鑽したり、児童生徒と向き合うための時間を確保することが重要だと認識しております。</p> <p>基本方針の「第2-2(3)いじめの未然防止」に、教育委員会は、市立小中学校の教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、市立小中学校と連携して、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援することを明記しております。</p>

	<p>極力現場の負担を軽くしてほしい。</p> <p>また行政は、管理職に対しても個々の教師の創意を尊重する学校運営を推奨されたい。自由な意見交換のできる学校こそが、個々の教師の力を発揮できる上で重要である。</p>	
7	<p>個々の教師が力をつけ、発揮できるためにはゆとりも欠かせない。政令都市となったからには、市独自の予算措置で、せめて35人学級の早期実施を強く要望する。教師が精神的にゆとりを持ち、時間的にもゆとりをもつことでも、一人一人の子どもに丁寧に向き合うことができるし、必要な条件である。</p> <p>条件整備をないがしろにして、現場に「もっとがんばれ」というのでは、解決しない。効果的ないじめ防止条例にするという以上は、条件整備こそ欠かせぬものであると考える。</p>	
8	<p>いじめを未然に防止したり、早期発見するためには、「教員が学級にいる時間をできるだけ多く」し、子どもの様子を見守ることが、最も効果的ではないかと受け止めています。</p> <p>したがって、現状よりも教職員の負担が増すことは避けなければなりません。教育委員会及び学校は、子どもと接する時間がとれるように学校運営上努力することが重要であり、必要であると思いますので、その事を具体的な表現で、どこかの項目の中に盛り込んだ方が、より具体性のある方針になるのではないかと考えます。</p>	
9	<p>実効的に取り組みを行うためには、「いじめ」という言葉自体を使わないようにするなど、見直しが必要なのではないでしょうか。</p> <p>社会の中での犯罪行為を「いじめ」でひとくくりにはしないように、大人も思考の変化を求め</p>	<p>いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれ、このようないじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要があることを認識しております。</p>

	<p>られているように思います。  殴る・蹴るは暴行罪です。脅すは脅迫罪です。誹謗・中傷は名誉毀損罪です。  と、一つ一つが罪であり、罰則があることを子どもだけでなく、大人にもくり返し伝え、認識及び再認識していくことが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>また、機会を捉えて「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たる行為について、児童等や教師、保護者の理解を深めるよう、取り組んでまいります。  基本方針の「第2-2(5)いじめへの対処」に、市立小中学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図ることを明記しております。  併せて、保護者や地域にも啓発が必要なことから「第2-1-(2)」に啓発活動を行うことを明記しております。</p>
10	<p>「第2-2-(3)いじめの未然防止」の第1項に、子どもの全人格的成長を示すために、次の表現を補充したい。  『教育委員会及び市立小中学校は、児童等の(自立心、自己肯定感や思考力、問題解決能力などを育み)豊かな情操と道徳心を培い、……』</p>	<p>ご提案いただきましたとおり、いじめの未然防止という観点だけでなく、解決の主体となる児童等に寄り添いながら、児童等自身が解決する力を身につけていけるよう、「第1-3 いじめ防止等のための対策の基本理念」にも新たに項目を加え、明確に伝わるような表現に改めてまいります。</p>
その他		
11	<p>「第2-2-(5)いじめへの対処」の「第1項の」で、「いじめを行った児童等に対する指導及び支援……」と、(支援)を明記したことは評価されるべきだと考える。  子どもたちの生活関係、人間関係の中で生じる様々な出来事としてのいじめで、「いじめたとされた子」が“犯人”として特定され、取り締まり的な処分や制裁の対象として固定されることは、「いじめ理解」として不完全であり、本来の教育的営為にも適合しない。故に、(支援)の明記は大切であり、相模原の教育としての対応の特色といえると思うことができる。</p>	<p>いじめや暴力行為に対しては、毅然として対処していく必要がありますが、同時に一人一人の児童等の特徴や傾向、背景についての多角的・多面的な理解に基づいて「支援」の視点を持ち、関わるのが重要であると捉えております。</p>

